24 交建工第 1460 号
平成 25 年 4 月 1 日施行
最終改正　4 交建工第 1756 号
令和 5 年 4 月 1 日施行

安全施工管理責任者制度実施要領

第１条　目的

この要領は、契約上の義務として、受注者又は受託者（以下、「受注者等」という。）が「安全施工管理責任者」を配置しなければならない場合に必要な「安全施工管理責任者」の資格要件、職務内容、手続き等を定め、もって業務の安全かつ適正円滑な遂行を図ることを目的とする。

第２条　適用範囲

この要領は、建設工務部が起工し、建設工務部工務事務所及び地下鉄改良工事事務所が所管する地下鉄及び荒川線の営業線における工事、業務委託（以下「営業線内工事等」という。）並びに、建設工務部が起工し、建設工務部計画改良課及び建築課が所管する地下鉄及び荒川線における設計委託等に伴う調査作業（以下「営業線内作業」という。）に適用する。

第３条　安全施工管理責任者の役割及び要件

安全施工管理責任者は、別に定める「地下鉄営業線請負工事等における安全作業の手引き（土木・建築・設備)」及び「受注者安全重点項目」を遵守する。

２　営業線内工事等または営業線内作業を行う場合は、現場に常駐し、施工内容、施工条件、禁止事項及び注意事項等に留意すると共に、安全確認等の安全管理を徹底し、作業員及びお客様の安全確保に関する指揮・監督を行う。

３　安全施工管理責任者は、監督員が承諾した作業において、当局職員に代わり、立会業務を行う。

４　安全施工管理責任者は、第５条に定める安全施工管理責任者講習会（以下「講習会」という。）を受講し、かつ受講後の確認テストに合格した者でなければならない。

第４条　講習会の受講申請手続き及び申請資格

　講習会を受講する者は、競争入札参加資格登録のある会社との雇用関係があり、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

一　大学又は短期大学若しくは高等専門学校（５年制）を卒業後、３年以上の土木又は建築設備関係工事の実務経験を有すること。

二　高校又は中等教育学校（中高一貫教育）を卒業後、５年以上の土木又は建築設備関係工事の実務経験を有すること。

三　上記一、二以外の学歴の場合、１０年以上の土木又は建築設備関係工事の実務経験を有すること。

四　上記一～三と同等以上の知識・技術・技能を有すること。(建設業法における主任技術者となり得る資格保有者)

２　申請者は、別紙に定める受講申請書（様式１）に必要事項を記載し、建設工務部長に提出しなければならない。

３　申請は、契約の有無にかかわらずできるものとする。

第５条　講習会開催と修了証の有効期限

　講習会の受講希望者のうち、申請内容が適正と認められた者に対して講習を行う。

２　講習会は、原則として、月１回開催する。

３　講習会後に実施する確認テストにおいて、必要な成績を収めた者には「講習を終了した証（以下、「修了証」とする)」として、受講申請書（様式１）に有効期限を付して証印し、その写しを返却する。

４　修了証の有効期限は、修了証を受領した日から講習会受講日の翌年同月末日までとする。

　ただし、講習会受講以前に営業線内工事等及び営業線内作業の実務経験がある場合は、修了証の有効期限を翌々年同月末日までとすることができる。

第６条　配置の手続き及び条件

　受注者等（協定等により同様の行為をする者を含む）が配置する安全施工管理責任者は、次の各号の全てに該当した者でなければならない。

一　有効期限内の修了証を有する者

二　受注者等と雇用関係にある者

２　安全施工管理責任者を配置する場合、受注者等は別紙に定める配置届（様式２)に必要事項を記載し、修了証の写しを添付して、主管課（所）長に提出するものとする。

３　配置の期間は、配置届の提出から当該工事の検査合格までとする。

第７条　配置の届出事項に関する変更

安全施工管理責任者の配置に関する届出事項に変更が生じた場合、受注者等は速やかに変更届を主管課（所）長に提出しなければならない。

第８条　規程類の変更に伴う周知・講習

安全施工管理責任者に関する規程類に変更が生じた場合、必要に応じて、受注者等は速やかに安全施工管理責任者に対し周知または講習を行う。

第９条　配置停止

主管課（所）長は、配置された安全施工管理責任者が、次の各号のいずれかに該当したときは、安全施工管理責任者の配置を停止することができる。

一　安全施工管理責任者として講じるべき安全管理体制の不備により、事故等が発生したとき、またはその恐れがあると判断したとき

二　工事の安全確保及び適正な遂行に支障があると判断したとき

第１０条　配置停止の解除

主管課（所）長は、安全管理の不備の度合いや対策内容を審査し、問題がないと判断した場合、安全施工管理責任者の配置停止の解除を行うことができる。

２　配置停止の解除を行う場合、主管課（所）長は、「講習会」等を開催し、配置停止を解除しようとする安全施工管理責任者に受講させなければならない。

第１１条　配置の取消し

主管課（所）長は、配置された安全施工管理責任者が、次の各号のいずれかに該当したときは、配置を取り消すことができる。

一　安全施工管理責任者として講じるべき安全管理体制の著しい不備により、重大な事故等が発生したとき

二　講習会の受講申請内容に虚偽があったとき

三　主管課（所）長が必要と判断したとき

２　配置を取り消された安全施工管理責任者の修了証は無効とする。また、講習会の再受講は一定期間認めないものとする。

第１２条　停止・解除等の手続き

主管課（所）長は、安全施工管理責任者が第９条、１０条、１１条の規定に該当した場合、書面にて受注者等へ通知するものとする。

第１３条　腕章の着用

　営業線内工事等または営業線内作業を行う場合、配置された安全施工管理責任者は指定の腕章を着用しなければならない。

　ただし、安全施工管理責任者の業務以外で腕章を着用してはならない。

第１４条　要領の運用管理に関する事務

　本要領に関する運用管理の事務手続きは、建設工務部計画改良課が行うものとする。

第１５条　その他

本要領によりがたい事柄が生じた場合は、関係課所で協議する。

附則１

　本要領は、平成２８年５月１日より施行する。

附則２

　本要領は、平成２９年４月１日より施行する。

附則３

　本要領は、平成３０年４月１日より施行する。

附則４

　一　東京都政策連携団体の取扱いについては、別途定める。

　二　本要領は、平成３１年４月１日より施行する。

附則５

　本要領は、令和３年１月１日より施行する。

附則６

　本要領は、令和５年４月１日より施行する。